

固定資産評価基準新旧対照表

改 正 案	現 行
固 定 資 産 評 価 基 準 目次 略 第1章 土地 第1節～第10節 略 第11節 その他 一 砂防指定地の評価 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた2分の1を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、<u>平成27年度から平成29年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難しいと市町村長が判断した場合には、この限りでない。</u> 二～四 略 第12節 経過措置 一 宅地の評価において、第3節二（一）3(1)及び第3節二（二）4の標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法（昭和44年法律第49号）による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目処として評定するものとする。この場合において、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行うものとする。 二 <u>平成27年度</u>の宅地の評価においては、市町村長は、<u>平成26年1月1日から平成26年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。</u> なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、<u>平成26年1月1日から平成26年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合には、当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正した価</u>	固 定 資 産 評 価 基 準 目次 略 第1章 土地 第1節～第10節 略 第11節 その他 一 砂防指定地の評価 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた2分の1を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、<u>平成24年度から平成26年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難しいと市町村長が判断した場合には、この限りでない。</u> 二～四 略 第12節 経過措置 一 宅地の評価において、第3節二（一）3(1)及び第3節二（二）4の標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法（昭和44年法律第49号）による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目処として評定するものとする。この場合において、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行うものとする。 二 <u>平成24年度</u>の宅地の評価においては、市町村長は、<u>平成23年1月1日から平成23年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。</u> なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、<u>平成23年1月1日から平成23年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合には、当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正した価</u>

額を基礎として求めるものとする。

1 略

2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、平成26年1月1日から平成26年7月1日までの下落状況を把握するものとする。

3 略

三 略

額を基礎として求めるものとする。

1 略

2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、平成23年1月1日から平成23年7月1日までの下落状況を把握するものとする。

3 略

三 略

固定資産評価基準改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
表第7の2 山林の指定市町村表		別表第7の2 山林の指定市町村表	
都道府県名	市 町 村 名	都道府県名	市 町 村 名
北 海 道	北見市	北 海 道	北見市
青 森 県	十和田市	青 森 県	十和田市
岩 手 県	花巻市	岩 手 県	花巻市
宮 城 県	登米市	宮 城 県	登米市
秋 田 県	由利本荘市	秋 田 県	由利本荘市
山 形 県	最上郡 金山町	山 形 県	最上郡 金山町
福 島 県	東白川郡 棚倉町	福 島 県	東白川郡 棚倉町
茨 城 県	常陸大宮市	茨 城 県	常陸大宮市
栃 木 県	鹿沼市	栃 木 県	鹿沼市
群 馬 県	<u>甘楽郡 下仁田町</u>	群 馬 県	<u>吾妻郡 中之条町</u>
埼 玉 県	秩父市	埼 玉 県	秩父市
千 葉 県	夷隅郡 大多喜町	千 葉 県	夷隅郡 大多喜町
東 京 都	西多摩郡 奥多摩町	東 京 都	西多摩郡 奥多摩町
神 奈 川 県	南足柄市	神 奈 川 県	南足柄市
新 潟 県	村上市	新 潟 県	村上市
富 山 県	氷見市	富 山 県	氷見市
石 川 県	<u>七尾市</u>	石 川 県	<u>鹿島郡 中能登町</u>
福 井 県	福井市	福 井 県	福井市
山 梨 県	南巨摩郡 南部町	山 梨 県	南巨摩郡 南部町
長 野 県	<u>佐久市</u>	長 野 県	<u>中野市</u>
岐 阜 県	<u>郡上市</u>	岐 阜 県	<u>下呂市</u>
静 岡 県	浜松市	静 岡 県	浜松市
愛 知 県	豊田市	愛 知 県	豊田市
三 重 県	熊野市	三 重 県	熊野市
滋 賀 県	甲賀市	滋 賀 県	甲賀市
京 都 府	船井郡 京丹波町	京 都 府	船井郡 京丹波町

大 阪 府	河内長野市
兵 庫 県	美方郡 新温泉町
奈 良 県	吉野郡 川上村
和 歌 山 県	有田郡 有田川町
鳥 取 県	八頭郡 八頭町
島 根 県	安来市
岡 山 県	苫田郡 鏡野町
広 島 県	廿日市市
山 口 県	山口市
徳 島 県	那賀郡 那賀町
香 川 県	仲多度郡 まんのう町
愛 媛 県	西条市
高 知 県	吾川郡 仁淀川町
福 岡 県	八女市
佐 賀 県	嬉野市
長 崎 県	大村市
熊 本 県	菊池市
大 分 県	日田市
宮 崎 県	日南市
鹿 児 島 県	曽於市
沖 縄 県	国頭郡 国頭村

大 阪 府	河内長野市
兵 庫 県	美方郡 新温泉町
奈 良 県	吉野郡 川上村
和 歌 山 県	有田郡 有田川町
鳥 取 県	八頭郡 八頭町
島 根 県	安来市
岡 山 県	苫田郡 鏡野町
広 島 県	廿日市市
山 口 県	山口市
徳 島 県	那賀郡 那賀町
香 川 県	仲多度郡 まんのう町
愛 媛 県	西条市
高 知 県	吾川郡 仁淀川町
福 岡 県	八女市
佐 賀 県	嬉野市
長 崎 県	大村市
熊 本 県	菊池市
大 分 県	日田市
宮 崎 県	日南市
鹿 児 島 県	曽於市
沖 縄 県	国頭郡 国頭村

固定資産評価基準（家屋）改正案新旧対照表

改 正 案	現 行																
目次 略 第1章 土地 略 第2章 家屋 第1節 通則 略 第2節 木造家屋 一 略 二 部分別による再建築費評点数の算出方法 1 及び 2 略 3 木造家屋評点基準表の部分別区分 木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">部分別</th><th style="width: 85%;">内 容</th></tr> <tr> <td>(1)～(7)</td><td>略</td></tr> <tr> <td>(8) 建 具</td><td>窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる^{ふすま}襖、^{しょうじ}障子、<u>扉</u>、<u>サッシ</u>、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。</td></tr> <tr> <td>(9)～(11)</td><td>略</td></tr> </table> 4～6 略 三～六 略 第3節 非木造家屋 一 略 二 部分別による再建築費評点数の算出方法 1 及び 2 略 3 非木造家屋評点基準表の部分別区分 非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。	部分別	内 容	(1)～(7)	略	(8) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる ^{ふすま} 襖、 ^{しょうじ} 障子、 <u>扉</u> 、 <u>サッシ</u> 、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。	(9)～(11)	略	目次 略 第1章 土地 略 第2章 家屋 第1節 通則 略 第2節 木造家屋 一 略 二 部分別による再建築費評点数の算出方法 1 及び 2 略 3 木造家屋評点基準表の部分別区分 木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">部分別</th><th style="width: 85%;">内 容</th></tr> <tr> <td>(1)～(7)</td><td>略</td></tr> <tr> <td>(8) 建 具</td><td>窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる^{ふすま}襖、^{しょうじ}障子、<u>板戸</u>、<u>ガラス</u>戸、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。</td></tr> <tr> <td>(9)～(11)</td><td>略</td></tr> </table> 4～6 略 三～六 略 第3節 非木造家屋 一 略 二 部分別による再建築費評点数の算出方法 1 及び 2 略 3 非木造家屋評点基準表の部分別区分 非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。	部分別	内 容	(1)～(7)	略	(8) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる ^{ふすま} 襖、 ^{しょうじ} 障子、 <u>板戸</u> 、 <u>ガラス</u> 戸、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。	(9)～(11)	略
部分別	内 容																
(1)～(7)	略																
(8) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる ^{ふすま} 襖、 ^{しょうじ} 障子、 <u>扉</u> 、 <u>サッシ</u> 、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。																
(9)～(11)	略																
部分別	内 容																
(1)～(7)	略																
(8) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる ^{ふすま} 襖、 ^{しょうじ} 障子、 <u>板戸</u> 、 <u>ガラス</u> 戸、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。																
(9)～(11)	略																

部 分 別	内 容
(1)～(9)	略
(10) 建 具	窓、出入口等の建具及びその取付け ^{とりつけ} わく並びに_____シャッター等をいう。
(11)～(14)	略

4～6 略

三～六 略

第4節 経過措置

一 固定資産税に係る平成27年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。

- 1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.06
- 2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）1.05

二 固定資産税に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、1円に1に定める「物価水準 による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第1節三の規定は、適用しない。

1 物価水準による補正率

物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。

(1) 木造家屋

指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないとする。

部 分 別	内 容
(1)～(9)	略
(10) 建 具	窓、出入口等の建具及びその取付け ^{とりつけ} わく並びに <u>スチール</u> シャッター等をいう。
(11)～(14)	略

4～6 略

三～六 略

第4節 経過措置

一 固定資産税に係る平成24年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。

- 1 第2節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）0.99
- 2 第3節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）0.96

二 固定資産税に係る平成24年度から平成26年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、1円に1に定める「物価水準 による補正率」と2に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第1節三の規定は、適用しない。

1 物価水準による補正率

物価水準による補正率は、家屋の工事原価に相当する費用等の東京都（特別区の区域）における物価水準に対する地域的格差を考慮して定めたものであつて、木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、次のとおりとする。

(1) 木造家屋

指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないとする。

場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95
山形市	0.90	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	甲府市	0.95	鳥取市	0.90	熊本市	0.95
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.90	大分市	0.95
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.90
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90		

(2) 非木造家屋

全市町村を通じて1.00とする。

2 設計管理費等による補正率

設計管理費等による補正率は、工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額の費用を基礎として定めたものであつて、全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積がおおむね10平方メートル以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。

三 固定資産税に係る平成27年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成27年1月1日において地方税法第349条第2項第1号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が平成26年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.95	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.95	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.95	奈良市	0.95	佐賀市	0.95
山形市	0.90	福井市	0.95	和歌山市	0.95	長崎市	0.95
福島市	0.90	甲府市	0.95	鳥取市	0.90	熊本市	0.95
水戸市	0.95	長野市	0.95	松江市	0.90	大分市	0.95
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.95	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
さいたま市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.95	那覇市	0.90
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90		

(2) 非木造家屋

全市町村を通じて1.00とする。

2 設計管理費等による補正率

設計管理費等による補正率は、工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額の費用を基礎として定めたものであつて、全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積がおおむね10平方メートル以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。

三 固定資産税に係る平成24年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、平成24年1月1日において地方税法第349条第2項第1号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が平成23年1月2日以降に生じたものについては次の1によつてその価額を求めるものとする。

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
 - 2 当該家屋の平成26年度の価額（平成26年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）
- 四 固定資産税に係る平成28年度又は平成29年度における在来分の家屋のうち、平成28年1月1日又は平成29年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ平成27年1月2日又は平成28年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成28年1月1日又は平成29年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成27年1月2日又は平成28年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。
- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
 - 2 当該家屋の平成27年度の価額（平成27年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成28年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成29年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、平成28年度において同節によつて求めた価額をいう。）
- 五 市町村長は、固定資産税に係る平成27年度における在来分の家屋のうち、平成27年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、平成27年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成27年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成27年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 六 市町村長は、固定資産税に係る平成28年度又は平成29年度における在来分の家屋のうち、平成28年1月1日又は平成29年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その平成28年度又は平成29年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 七 市町村長は、当分の間、東日本大震災により被災した家屋の損耗の程度に応ずる減点補正率について、第2節五又は第3節五によつて当該家屋の各部分別に求めた損耗

- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
 - 2 当該家屋の平成23年度の価額（平成23年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）
- 四 固定資産税に係る平成25年度又は平成26年度における在来分の家屋のうち、平成25年1月1日又は平成26年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ平成24年1月2日又は平成25年1月2日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、平成25年1月1日又は平成26年1月1日において同項第1号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ平成24年1月2日又は平成25年1月2日以降に生じたものの評価については、次の1によつてその価額を求めるものとする。
- 1 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額
 - 2 当該家屋の平成24年度の価額（平成24年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、平成25年度に本節によつて求めた価額がある家屋について平成26年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、平成25年度において同節によつて求めた価額をいう。）
- 五 市町村長は、固定資産税に係る平成24年度における在来分の家屋のうち、平成24年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、平成24年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は平成24年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、平成24年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 六 市町村長は、固定資産税に係る平成25年度又は平成26年度における在来分の家屋のうち、平成25年1月1日又は平成26年1月1日において地方税法第349条第2項各号に掲げる事情のあるもので、その平成25年度又は平成26年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 七 固定資産税に係る平成24年度における在来分の家屋の評価に限り、第2節四2及び第3節四2の規定の適用については、「前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の

残価率に経年減点補正率を乗じて各部分別に求めることが困難な場合には、家屋一棟ごとに求めた損耗残価率に経年減点補正率を乗じて家屋一棟ごとに求めることができるものとする。

別表第8 略

7月現在」とあるのは「前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在」と読み替えるものとする。

別表第8 略

固定資産評価基準（家屋）別表第9 改正案新旧対照表

改 正 案	現 行																				
別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表	別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表																				
1 専用住宅、共同住宅、寄宿舍及び併用住宅用建物	1 専用住宅、共同住宅、寄宿舍及び併用住宅用建物																				
<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>50,000点未満</td><td>50,000点以上 79,000点未満</td><td>79,000点以上 121,000点未満</td><td>121,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				50,000点未満	50,000点以上 79,000点未満	79,000点以上 121,000点未満	121,000点以上	<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>47,000点未満</td><td>47,000点以上 74,000点未満</td><td>74,000点以上 114,000点未満</td><td>114,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 114,000点未満	114,000点以上				
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
50,000点未満	50,000点以上 79,000点未満	79,000点以上 121,000点未満	121,000点以上																		
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 114,000点未満	114,000点以上																		
2 農家住宅用建物	2 農家住宅用建物																				
<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>53,000点未満</td><td>53,000点以上 93,000点未満</td><td>93,000点以上 119,000点未満</td><td>119,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				53,000点未満	53,000点以上 93,000点未満	93,000点以上 119,000点未満	119,000点以上	<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>50,000点未満</td><td>50,000点以上 87,000点未満</td><td>87,000点以上 112,000点未満</td><td>112,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				50,000点未満	50,000点以上 87,000点未満	87,000点以上 112,000点未満	112,000点以上				
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
53,000点未満	53,000点以上 93,000点未満	93,000点以上 119,000点未満	119,000点以上																		
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
50,000点未満	50,000点以上 87,000点未満	87,000点以上 112,000点未満	112,000点以上																		
3 ホテル、旅館及び料亭用建物	3 ホテル、旅館及び料亭用建物																				
<table><tr><th colspan="5">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>51,000点未満</td><td>51,000点以上 81,000点未満</td><td>81,000点以上 127,000点未満</td><td>127,000点以上 158,000点未満</td><td>158,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					51,000点未満	51,000点以上 81,000点未満	81,000点以上 127,000点未満	127,000点以上 158,000点未満	158,000点以上	<table><tr><th colspan="5">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>48,000点未満</td><td>48,000点以上 76,000点未満</td><td>76,000点以上 119,000点未満</td><td>119,000点以上 149,000点未満</td><td>149,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					48,000点未満	48,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 119,000点未満	119,000点以上 149,000点未満	149,000点以上
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
51,000点未満	51,000点以上 81,000点未満	81,000点以上 127,000点未満	127,000点以上 158,000点未満	158,000点以上																	
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
48,000点未満	48,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 119,000点未満	119,000点以上 149,000点未満	149,000点以上																	
4 事務所、銀行及び店舗用建物	4 事務所、銀行及び店舗用建物																				
<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>50,000点未満</td><td>50,000点以上 79,000点未満</td><td>79,000点以上 119,000点未満</td><td>119,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				50,000点未満	50,000点以上 79,000点未満	79,000点以上 119,000点未満	119,000点以上	<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>47,000点未満</td><td>47,000点以上 74,000点未満</td><td>74,000点以上 112,000点未満</td><td>112,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 112,000点未満	112,000点以上				
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
50,000点未満	50,000点以上 79,000点未満	79,000点以上 119,000点未満	119,000点以上																		
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 112,000点未満	112,000点以上																		
5 劇場及び病院用建物	5 劇場及び病院用建物																				
<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>50,000点未満</td><td>50,000点以上 79,000点未満</td><td>79,000点以上 119,000点未満</td><td>119,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				50,000点未満	50,000点以上 79,000点未満	79,000点以上 119,000点未満	119,000点以上	<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>47,000点未満</td><td>47,000点以上 74,000点未満</td><td>74,000点以上 112,000点未満</td><td>112,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 112,000点未満	112,000点以上				
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
50,000点未満	50,000点以上 79,000点未満	79,000点以上 119,000点未満	119,000点以上																		
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
47,000点未満	47,000点以上 74,000点未満	74,000点以上 112,000点未満	112,000点以上																		
6 公衆浴場用建物	6 公衆浴場用建物																				
<table><tr><th colspan="3">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>68,000点未満</td><td>68,000点以上 93,000点未満</td><td>93,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分			68,000点未満	68,000点以上 93,000点未満	93,000点以上	<table><tr><th colspan="3">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>64,000点未満</td><td>64,000点以上 87,000点未満</td><td>87,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分			64,000点未満	64,000点以上 87,000点未満	87,000点以上								
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
68,000点未満	68,000点以上 93,000点未満	93,000点以上																			
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
64,000点未満	64,000点以上 87,000点未満	87,000点以上																			
7 工場及び倉庫用建物	7 工場及び倉庫用建物																				
<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>34,000点未満</td><td>34,000点以上 43,000点未満</td><td>43,000点以上 53,000点未満</td><td>53,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				34,000点未満	34,000点以上 43,000点未満	43,000点以上 53,000点未満	53,000点以上	<table><tr><th colspan="4">延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分</th></tr><tr><td>32,000点未満</td><td>32,000点以上 40,000点未満</td><td>40,000点以上 50,000点未満</td><td>50,000点以上</td></tr></table>	延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				32,000点未満	32,000点以上 40,000点未満	40,000点以上 50,000点未満	50,000点以上				
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
34,000点未満	34,000点以上 43,000点未満	43,000点以上 53,000点未満	53,000点以上																		
延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分																					
32,000点未満	32,000点以上 40,000点未満	40,000点以上 50,000点未満	50,000点以上																		

8 土蔵用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分		
64,000点未満	<u>64,000点以上</u> 153,000点未満	153,000点以上

9 附属家

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分		
31,000点未満	<u>31,000点以上</u> 48,000点未満	48,000点以上

8 土蔵用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分		
60,000点未満	<u>60,000点以上</u> 144,000点未満	144,000点以上

9 附属家

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分		
29,000点未満	<u>29,000点以上</u> 45,000点未満	45,000点以上

固定資産評価基準（家屋）別表第9の2改正案新旧対照表（抜粋）

改 正 案				現 行			
別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分 (平成26年4月1日現在の市町村の区分による。)				別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分 (平成23年4月1日現在の市町村の区分による。)			
都道府県名	市 町 村 名	積雪級地	寒冷級地	都道府県名	市 町 村 名	積雪級地	寒冷級地
北 海 道	札幌市	4	3	北 海 道	札幌市	3	3
	小樽市	4	3		小樽市	3	3
	旭川市	4	4		旭川市	3	4
	室蘭市	2	2		室蘭市	1	2
	夕張市	4	4		夕張市	3	4
	網走市	3	4		網走市	2	4
	紋別市	3	4		紋別市	2	4
	歌志内市	4	4		歌志内市	3	4
	深川市	4	4		深川市	3	4
	富良野市	3	4		富良野市	2	4
	北広島市	3	4		北広島市	2	4
	石狩市	4	3		石狩市	3	3
	石狩郡 当別町	4	4		石狩郡 当別町	3	4
	松前郡 松前町	3	2		松前郡 松前町	2	2
	上磯郡 木古内町	3	2		上磯郡 木古内町	2	2
	二世郡 八雲町	3	3		二世郡 八雲町	2	3
	山越郡 長万部町	4	3		山越郡 長万部町	3	3
	檜山郡 上ノ国町	3	2		檜山郡 上ノ国町	2	2
	久遠郡 せたな町	3	3		久遠郡 せたな町	2	3
	島牧郡 島牧村	4	3		島牧郡 島牧村	3	3
	寿都郡 寿都町	4	2		寿都郡 寿都町	3	2
	岩内郡 共和町	4	3		岩内郡 共和町	3	3
	岩内郡 岩内町	4	3		岩内郡 岩内町	3	3
	古宇郡 泊村	4	2		古宇郡 泊村	3	2
	神恵内村	4	2		神恵内村	3	2
	余市郡 余市町	4	3		余市郡 余市町	3	3
	赤井川村	4	3		赤井川村	3	3
	空知郡 南幌町	3	4		空知郡 南幌町	2	4
	上砂川町	4	4		上砂川町	3	4

都道府県名	市 町 村 名		積雪級地	寒冷級地
北海道	夕張郡	栗山町	<u>3</u>	4
	中川郡	美深町	<u>4</u>	4
	増毛郡	増毛町	<u>4</u>	3
	留萌郡	小平町	<u>4</u>	3
	苫前郡	初山別村	<u>4</u>	4
	天塩郡	遠別町	<u>4</u>	4
		天塩町	<u>3</u>	4
	礼文郡	礼文町	<u>4</u>	3
	利尻郡	利尻町	<u>4</u>	3
		利尻富士町	<u>4</u>	3
	斜里郡	清里町	<u>3</u>	4
	虻田郡	豊浦町	<u>3</u>	3
		洞爺湖町	<u>3</u>	3
	日高郡	新ひだか町	<u>2</u>	3
	河東郡	上士幌町	<u>3</u>	4
	上川郡	新得町	<u>3</u>	4
	河西郡	中札内村	<u>3</u>	4
	中川郡	池田町	<u>2</u>	4
		豊頃町	<u>2</u>	4
	厚岸郡	厚岸町	<u>2</u>	4
	白糠郡	白糠町	<u>2</u>	4
	標津郡	標津町	<u>3</u>	4
	目梨郡	羅臼町	<u>4</u>	4
青森県	青森市		<u>4</u>	2
	弘前市		<u>3</u>	2
	黒石市		<u>4</u>	2
	五所川原市		<u>3</u>	2
	十和田市		<u>3</u>	2
	むつ市		<u>3</u>	2
	平川市		<u>3</u>	2
	東津軽郡	平内町	<u>4</u>	2
		今別町	<u>3</u>	2
		蓬田村	<u>3</u>	2
		外ヶ浜町	<u>3</u>	2

都道府県名	市 町 村 名		積雪級地	寒冷級地
北海道	夕張郡	栗山町	<u>2</u>	4
	中川郡	美深町	<u>3</u>	4
	増毛郡	増毛町	<u>3</u>	3
	留萌郡	小平町	<u>3</u>	3
	苫前郡	初山別村	<u>3</u>	4
	天塩郡	遠別町	<u>3</u>	4
		天塩町	<u>2</u>	4
	礼文郡	礼文町	<u>3</u>	3
	利尻郡	利尻町	<u>3</u>	3
		利尻富士町	<u>3</u>	3
	斜里郡	清里町	<u>2</u>	4
	虻田郡	豊浦町	<u>2</u>	3
		洞爺湖町	<u>2</u>	3
	日高郡	新ひだか町	<u>1</u>	3
	河東郡	上士幌町	<u>2</u>	4
	上川郡	新得町	<u>2</u>	4
	河西郡	中札内村	<u>2</u>	4
	中川郡	池田町	<u>1</u>	4
		豊頃町	<u>1</u>	4
	厚岸郡	厚岸町	<u>1</u>	4
	白糠郡	白糠町	<u>1</u>	4
	標津郡	標津町	<u>2</u>	4
	目梨郡	羅臼町	<u>3</u>	4
青森県	青森市		<u>3</u>	2
	弘前市		<u>2</u>	2
	黒石市		<u>3</u>	2
	五所川原市		<u>2</u>	2
	十和田市		<u>2</u>	2
	むつ市		<u>2</u>	2
	平川市		<u>2</u>	2
	東津軽郡	平内町	<u>2</u>	2
		今別町	<u>2</u>	2
		蓬田村	<u>2</u>	2
		外ヶ浜町	<u>2</u>	2

都道府県名	市 町 村 名		積雪級地	寒冷級地
青 森 県	南津軽郡	大鰐町	<u>3</u>	2
	上北郡	野辺地町	<u>3</u>	2
		七戸町	<u>3</u>	2
		六ヶ所村	<u>3</u>	2
	下北郡	大間町	<u>2</u>	2
		東通村	<u>2</u>	2
	三戸郡	新郷村	<u>3</u>	2
岩 手 県	滝沢市		1	2
秋 田 県	大館市		<u>3</u>	2
	湯沢市		<u>4</u>	2
	由利本荘市		<u>3</u>	1
	にかほ市		<u>3</u>	
	鹿角郡	小坂町	<u>3</u>	2
	北秋田郡	上小阿仁村	<u>3</u>	2
	山本郡	藤里町	<u>3</u>	2
		八峰町	<u>3</u>	1
山 形 県	寒河江市		<u>3</u>	1
	東村山郡	中山町	<u>2</u>	1
	西村山郡	河北町	<u>2</u>	1
		朝日町	<u>3</u>	1
	北村山郡	大石田町	<u>4</u>	2
	最上郡	戸沢村	<u>4</u>	1
	西置賜郡	小国町	<u>4</u>	1
	飽海郡	遊佐町	<u>3</u>	1
群 馬 県	沼田市		<u>2</u>	1
	多野郡	神流町		1
	吾妻郡	東吾妻町	<u>1</u>	1
	利根郡	片品村	<u>3</u>	2
		川場村	<u>2</u>	2
		昭和村	<u>2</u>	1

都道府県名	市 町 村 名		積雪級地	寒冷級地
青 森 県	南津軽郡	大鰐町	<u>2</u>	2
	上北郡	野辺地町	<u>2</u>	2
		七戸町	<u>2</u>	2
		六ヶ所村	<u>2</u>	2
	下北郡	大間町	<u>1</u>	2
		東通村	<u>1</u>	2
	三戸郡	新郷村	<u>2</u>	2
岩 手 県	岩手郡	滝沢村	1	2
	東磐井郡	藤沢町	<u>1</u>	<u>2</u>
秋 田 県	大館市		<u>2</u>	2
	湯沢市		<u>3</u>	2
	由利本荘市		<u>2</u>	1
	にかほ市		<u>2</u>	
	鹿角郡	小坂町	<u>2</u>	2
	北秋田郡	上小阿仁村	<u>2</u>	2
	山本郡	藤里町	<u>2</u>	2
		八峰町	<u>2</u>	1
山 形 県	寒河江市		<u>2</u>	1
	東村山郡	中山町	<u>1</u>	1
	西村山郡	河北町	<u>1</u>	1
		朝日町	<u>2</u>	1
	北村山郡	大石田町	<u>3</u>	2
	最上郡	戸沢村	<u>3</u>	1
	西置賜郡	小国町	<u>3</u>	1
	飽海郡	遊佐町	<u>2</u>	1
群 馬 県	沼田市		<u>1</u>	1
	多野郡	神流町	<u>1</u>	1
	吾妻郡	東吾妻町		1
	利根郡	片品村	<u>2</u>	2
		川場村	<u>1</u>	2
		昭和村	<u>1</u>	1

都道府県名	市 町 村 名	積雪級地	寒冷級地
埼 玉 県			
新 潟 県	新発田市	<u>3</u>	
	見附市	<u>3</u>	
	村上市	<u>3</u>	
	糸魚川市	<u>4</u>	
	妙高市	<u>4</u>	
	東蒲原郡 阿賀町	<u>4</u>	1
富 山 県	小矢部市	<u>2</u>	
	中新川郡 舟橋村	<u>2</u>	
石 川 県	<u>野々市市</u>	1	
福 井 県	大野市	<u>3</u>	
	勝山市	<u>3</u>	
	今立郡 池田町	<u>3</u>	1
山 梨 県	南都留郡 山中湖村	<u>1</u>	2
	鳴沢村		3
長 野 県	千曲市	<u>1</u>	1
	北佐久郡 軽井沢町	<u>1</u>	3
	東筑摩郡 麻績村		2
			2
	北安曇郡 小谷村	<u>4</u>	2
	下高井郡 山ノ内町	<u>4</u>	2
	上水内郡 信濃町	<u>3</u>	3
	飯綱町	<u>2</u>	2
岐 阜 県	飛驒市	<u>3</u>	2
	本巣市	<u>2</u>	
	郡上市	<u>2</u>	
	加茂郡 白川町	<u>1</u>	
	東白川村	<u>1</u>	1
静 岡 県	<u>静岡市</u>	<u>1</u>	
滋 賀 県	高島市	<u>2</u>	
京 都 府	<u>南丹市</u>	<u>1</u>	
兵 庫 県	宍粟市	<u>1</u>	
	美方郡 香美町	<u>2</u>	
	新温泉町	<u>2</u>	

都道府県名	市 町 村 名	積雪級地	寒冷級地
埼 玉 県	秩父郡 小鹿野町	<u>1</u>	
新 潟 県	新発田市	<u>2</u>	
	見附市	<u>2</u>	
	村上市	<u>2</u>	
	糸魚川市	<u>3</u>	
	妙高市	<u>3</u>	
	東蒲原郡 阿賀町	<u>3</u>	1
富 山 県	小矢部市	<u>1</u>	
	中新川郡 舟橋村	<u>1</u>	
石 川 県	石川郡 野々市町	1	
福 井 県	大野市	<u>2</u>	
	勝山市	<u>2</u>	
	今立郡 池田町	<u>2</u>	1
山 梨 県	南都留郡 山中湖村		2
	鳴沢村	<u>1</u>	3
長 野 県	千曲市	<u>2</u>	1
	北佐久郡 軽井沢町		3
	東筑摩郡 麻績村	<u>1</u>	2
		<u>1</u>	2
	北安曇郡 小谷村	<u>3</u>	2
	下高井郡 山ノ内町	<u>3</u>	2
	上水内郡 信濃町	<u>2</u>	3
	飯綱町	<u>1</u>	2
岐 阜 県	飛驒市	<u>2</u>	2
	本巣市	<u>1</u>	
	郡上市	<u>1</u>	
	加茂郡 東白川村		1
静 岡 県			
滋 賀 県	高島市	<u>1</u>	
	犬上郡 多賀町	<u>1</u>	
京 都 府			
兵 庫 県	美方郡 香美町	<u>1</u>	
	新温泉町	<u>1</u>	

都道府県名	市 町 村 名		積雪級地	寒冷級地
鳥 取 県	八頭郡	若桜町	<u>2</u>	
	東伯郡	琴浦町	<u>2</u>	
	西伯郡	大山町	<u>2</u>	
		伯耆町	<u>2</u>	
	日野郡	江府町	<u>2</u>	
岡 山 県	真庭郡	新庄村	<u>2</u>	1
広 島 県	山県郡	安芸太田町	<u>2</u>	

都道府県名	市 町 村 名		積雪級地	寒冷級地
鳥 取 県	八頭郡	若桜町	<u>1</u>	
	東伯郡	琴浦町	<u>1</u>	
	西伯郡	大山町	<u>1</u>	
		伯耆町	<u>1</u>	
	日野郡	江府町	<u>1</u>	
岡 山 県	真庭郡	新庄村	<u>1</u>	1
広 島 県	山県郡	安芸太田町	<u>1</u>	